

基本目標 3. 配偶者等からの暴力(DV)等の根絶に向けた取組みの推進

(1) DV、ハラスメントの根絶に向けた認識の浸透

<現状と課題>

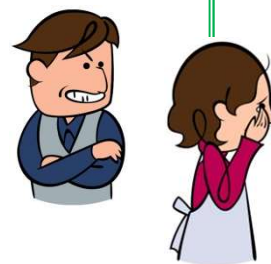
平成 13 年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 16 年、平成 19 年及び平成 25 年に改正：以下、DV防止法)に基づいて策定された「沖縄県配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画(改訂版)」においては、市町村についてもDV防止計画の策定を努力義務としており、その策定及びDV防止のための体制の充実が求められています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)やハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力は明らかに人権を侵害するものであり、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題です。DVは個人的問題として社会の理解が得られにくい状況でしたが、各種法整備等に伴い、「DVは犯罪」という認識が高まっています。一方、DVには身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力も含まれていますが、そうしたことについて十分に理解が進んでいない面もあります。

名護市では、DVをテーマにした講演会の実施を行うなど、女性に対する暴力の防止に向けた広報啓発活動を推進していますが、DVやハラスメントに関する正しい知識の普及や「DV防止法」の内容等について周知を図り、あらゆる暴力を許さない社会の構築を図っていく必要があります。

【家庭に期待する取組み】

- ・身体的な暴力以外に、どういったことがDVにあたるのかを家庭内で話し合しましょう。
- ・暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、あらゆる暴力は決して許されるものではないという認識を徹底しましょう。



【地域に期待する取組み】

- ・DVは犯罪であるということを地域住民一人ひとりが認識し、そうした意識を広めていきましょう。
- ・自治会や地域の店舗等は、行政等よりDV防止のための広報資料やポスターの設置依頼があった場合、積極的に協力しましょう。

【職場に期待する取組み】

- ・セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメントを無くすため、職場内で啓発活動や研修等を実施しましょう。

1) 暴力等を容認しない社会的気運の醸成

【施策の基本的な考え方】

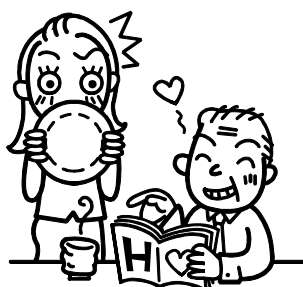
DVやハラスメント等、あらゆる暴力を許さない社会を構築していくために、広く市民に対して広報啓発活動を行います。

【具体施策】

具体施策	取組みの内容	担当課等
①女性に対する暴力の防止に向けた広報啓発活動の推進	言葉の暴力も含め、女性に対する暴力は人権侵害であり、社会的問題であることを広く周知するため、DV防止講演会の開催を図る等、暴力防止のための広報啓発活動を行います。	地域力推進課
②セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントに関する情報の提供	市内の企業等に対し、ハラスメント防止のための情報提供を行います。具体的には、ハラスメントは人権侵害であるといった社会的な認識や、関連する法律・省令等について、国や県などの広告物等の活用や市のホームページの周知を図ります。また、庁内においても各種研修会の開催を図る中でハラスメントの防止に取り組みます。	商工・企業誘致課・人事行政課

【行動計画】

施策	スケジュール		担当課等	重点施策	関連する市民の生活領域		
	前期	後期			家庭	地域	職場
①女性に対する暴力の防止に向けた広報啓発活動の推進	DV防止講演会の開催等による広報啓発活動の実施		地域力推進課	◎	○	○	○
②セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントに関する情報の提供	企業等に対するハラスメント防止の情報提供		商工・企業誘致課	◎		○	○
	庁内研修会でのハラスメント防止の意識啓発		人事行政課				



(2) 被害者の早期発見及び相談・支援体制の充実

<現状と課題>

名護市では、女性相談員の配置を行うとともに、関係機関と連携を図り、被害者保護やDV等未然防止に努めています。

しかしながら、平成 25 年度に行った市民意識調査では、「身近に当事者がいる」、「家族や知人などから相談されたことがある」という回答が2割弱もみられ、DVが身近にあることがうかがえます。そうした中、身近で起きたDVへの対応について、「何もできなかった」という回答も多くみられます。

そのため、女性相談窓口の周知を図るとともに、プライバシーへの配慮を行うなど、適切な対応を図っていくことが求められます。また、日常的に子どもと接する機会の多い関係機関と密に接することで被害者の早期発見に繋げていくことができることから、関係機関等との連携・充実を行い、被害者の早期発見・通報体制の構築を図っていく必要があります。加えて、関係課・関係機関等との連携のもと、被害者保護の徹底を図っていく必要があります。

【家庭に期待する取組み】

- ・配偶者などからの暴力をはじめ、ハラスメントやストーカー行為などにあつた場合は、一人で悩まずに、関係機関などに相談しましょう。
- ・身近な人がDV等により危険な目にあっていないか日頃から注意を払い、危険な目にあっている人がいたら通報を行うなど適切な対応を取りましょう。

【地域に期待する取組み】

- ・DV問題に関心を持つようにするとともに、被害者をみつけた場合には、プライバシーに配慮しつつ、適切な相談機関等につなぎましょう。

【職場に期待する取組み】

- ・セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメントについての相談窓口の設置に努めましょう。



1) 相談体制の充実

【施策の基本的な考え方】

暴力被害が潜在化してしまわないよう、相談窓口の周知や利用促進を図るとともに、デリケートな問題に適切に対応していくことができるよう、相談員の資質向上や関係部署間の連携強化を図ります。

【具体施策】

具体施策	取組みの内容	担当課等
①相談窓口の周知及びプライバシーへの配慮の徹底	個人的問題として暴力の被害が潜在化してしまわないよう、女性相談窓口、民生委員・児童委員等の身近な相談窓口・各種相談員の周知を図ります。なお、女性相談員による相談窓口については、個人のプライバシーに配慮した相談が行えるよう、相談スペースの確保を検討していきます。	子育て支援課・社会福祉課
②相談員（女性相談員、民生委員等）の各種研修への参加	被害者への正しい理解と適切な助言を行うため、相談員の各種研修への参加を図るなど、資質向上を図ります。	子育て支援課・社会福祉課
③相談・手続き等のワンストップ化	被害者が必要とする手続きの窓口において、何度もDV被害経験の内容を説明するという心理的負担を軽減するために、関係課共通の相談シート（ワンストップシート）の導入を検討します。	子育て支援課

【行動計画】

施策	スケジュール		担当課等	重点施策	関連する市民の生活領域		
	前期	後期			家庭	地域	職場
①相談窓口の周知及びプライバシーへの配慮の徹底			子育て支援課	◎	○	○	○
	女性相談窓口の周知及び相談スペースの確保		社会福祉課				
②相談員（女性相談員、民生委員等）の各種研修への参加			子育て支援課	◎		○	
	研修会への参加による女性相談員の資質向上		社会福祉課				
			研修会への参加による民生委員・児童委員の資質向上				

施策	スケジュール		担当課等	重点施策	関連する市民の生活領域		
	前期	後期			家庭	地域	職場
③相談・手続き等のワンストップ化	関係各課共通の相談シート（ワンストップシート）の導入検討		子育て支援課	◎	○	○	

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

2) 被害者の発見・通報対応についての周知

【施策の基本的な考え方】

被害者の早期発見・通報対応の充実に向け、日常的に子どもと接する機会の多い関係機関、民生委員・児童委員等との連携を強化します。

【具体施策】

具体施策	取組みの内容	担当課等
①通報義務の周知	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第6条に規定する配偶者からの暴力の発見者による通報等の努力義務について、市民へ周知を図ります。	地域力推進課
②児童虐待の発見・対応の充実	こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診、保育所・幼稚園・学校等の場において、子どもが虐待にあっていない状況を早期発見できるように努めるとともに、通報等対応の充実を図ります。	健康増進課・保育・幼稚園課・学校教育課
③民生委員・児童委員等との連携	民生委員・児童委員等の地域の支援者と連携を図り、DV被害者等の早期発見・対応に努めます。	子育て支援課・（社会福祉課）

【行動計画】

施策	スケジュール		担当課等	重点施策	関連する市民の生活領域		
	前期	後期			家庭	地域	職場
①通報義務の周知	DV防止法第6条の周知		地域力推進課	◎	○	○	○
②児童虐待の発見・対応の充実	こんにちは赤ちゃん事業や乳幼児健診等による児童虐待の早期発見、通報等対応の充実		健康増進課				
	保育所・幼稚園による児童虐待の早期発見、通報等対応の充実		保育・幼稚園課	◎	○	○	
	学校による児童虐待の早期発見、通報等対応の充実		学校教育課				
③民生委員・児童委員等との連携	地域支援者との連携強化によるDV被害者等の発見・対応の充実		子育て支援課・(社会福祉課)	◎	○	○	

3) 関係機関等との連携による適切な保護等の推進

【施策の基本的な考え方】

被害者を適切に保護していくため、住民基本台帳事務による被害者保護支援措置の実施をはじめ、情報管理の徹底を図るとともに、一時保護施設への繋ぎを行い、支援を図ります。

【具体施策】

具体施策	取組みの内容	担当課等
①住民基本台帳事務による被害者保護支援措置の実施	住民票の写し等が不当に利用されることが無いよう、DV被害者等からの申し出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施し、加害者からの閲覧申し出及び請求等に対する制限を徹底します。また、被害者（男女含む）への適切な対応に向け、相談機関との連携を模索していきます。	市民課・子育て支援課

②DV被害者等の情報管理の徹底	住民基本台帳事務における支援措置を実施した被害者について、的確な保護の実施を徹底するため、庁内関連課との情報の共有と居場所を含む被害者の情報管理を徹底します。また、関係課において本人確認を徹底し、二次被害を与えないように配慮します。	関係課
③一時保護施設との連携	一時保護が安全かつ確実に行われるよう、シェルターを確保している北部配偶者暴力相談支援センターとの連携のもと、適切な支援を図ります。	子育て支援課

【行動計画】

施策	スケジュール		担当課等	重点施策	関連する市民の生活領域		
	前期	後期			家庭	地域	職場
①住民基本台帳事務による被害者保護支援措置の実施	被害者保護支援措置の継続		市民課・子育て支援課		○		
	被害者への適切な対応に向けた相談機関との連携						
②DV被害者等の情報管理の徹底	庁内における情報共有・情報管理等の徹底		関係課		○		
③一時保護施設との連携	一時保護施設との連携による適切な支援実施		子育て支援課		○		

3) 加害者支援の実施

【施策の基本的な考え方】

DV加害者への再発防止に向け、関係機関と連携し、加害者支援を行います。

【具体施策】

具体施策	取組みの内容	担当課等
①関係機関との連携及びDV加害者更生相談の周知	更生保護法人がじゅまる沖縄が実施している「DV加害者更生相談室」の周知及び当団体への負担金を通じた支援の実施。	地域力推進課・総務課

【行動計画】

施策	スケジュール		担当課等	重点施策	関連する市民の生活領域		
	前期	後期			家庭	地域	職場
①関係機関との連携及びDV加害者更生相談の周知		更生相談の周知	地域力推進課			○	
	更生保護法人がじゅまる沖縄への負担金を通じた支援の実施		総務課		○	○	

